

# 道央支部会則 細則規定

<令和2年度版>



公益社団法人 全国珠算教育連盟

道 央 支 部

この細則については、支部運営を適切円滑に行うために次のとおり定める。

## 第1章 代議員

### (代議員の選任)

第1条 代議員は支部総会において正会員の中から選任する。

ただし、当支部の代議員は定数にかかわらず、先ず支部長を選任することとする。

第2条 当支部の代議員の定数が2名以上の場合は、支部長1名を除き残りの定数を支部総会において正会員の中から選任する。

## 第2章 顧問及び参与

### (顧問及び参与の推戴)

第3条 顧問及び参与は支部総会の決議を経て支部長が委嘱する。

2 顧問及び参与は常任委員会の諮問に応えるものとする。

第4条 顧問は次の3種とする。

- (1) 支部顧問
- (2) 支部名誉顧問
- (3) 支部特別顧問

第5条 支部顧問は次の条件の何れかに該当する者の中から、必要に応じて推戴する。

- (1) 支部顧問
  - (2) 本部役員歴任者
  - (3) 副支部長歴任10年以上で満70歳以上の者
- 2 参与は支部の運営に特に功績のあった者の中から推戴する。
- 3 支部名誉顧問・支部特別顧問は諸般の事情に鑑み、適任と認められる場合推戴する。

## 第3章 地区に関する細則

### (地区の設置)

第6条 支部会則第3条による地区は、本章に定めるところにより設置する。

### (設置の条件)

第7条 地区を設置するには、次の条件を具備していなければならない。

- (1) 連盟及び支部の諸規定を承認すること。
- (2) 正会員が5名以上在籍すること。
- (3) 第10条に規定する地区役員を選出していること。

### (設置に必要な書類)

第8条 地区を設置しようとするときは、次の掲げる書類を添えて支部長に申請しなければならない。

- (1) 地区設立申請書
- (2) 役員予定者名簿
- (3) 役員就任承諾書
- (4) 地区会員名簿

### (地区の組織)

第9条 地区は、当該地区内の正会員をもって組織する。

### (地区役員)

第10条 地区は、次に掲げる役員を地区員の互選により選出しなければならない。

- (1) 地区長 1名
- (2) 副地区長 若干名
- (3) 地区委員 若干名

2 前項の役員は、常任委員会の決議を経て支部長が委嘱する。

### (役員の仕事)

第11条 地区長は、地区を代表し地区業務を統括する。

- 2 副地区長は、地区長を補佐し地区長に事故あるときは、その業務を代行する。
- 3 地区役員は、地区長の指示により当該業務に従事する。

### (役員の仕事)

第12条 役員の仕事は、支部会則第28条の規定による。

### (役員の仕事)

第13条 役員の仕事は、支部会則第29条の規定による。

### (地区の業務)

第14条 地区は、連盟の目的に沿って事業の推進に努めるほか、支部の業務を遂行しなければならない。

### (地区の経費)

第15条 地区の経費は、会員の経費負担金をもって支弁する。

### (地区役員の仕事)

第16条 地区は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地区に所属する正会員の知識の向上及び親睦に係る業務
- (2) 支部から指示された業務
- (3) 支部に対する意見の具申
- (4) 支部からの諮問に対する応答
- (5) その他必要な業務

### (庶務会計事務)

第17条 地区は、庶務会計係を置き、文書及び会計の事務を処理する。

### (異動の報告)

第18条 地区は、所属正会員に異動が生じたときは、速やかに支部長に報告しなければならない。

### (会費)

第19条 地区は、所属正会員の会費を、納期までに支部に納めなければならない。

## 第4章 補則

### (細則の変更)

第20条 この細則は、常任委員会の承認がなければ変更することができない。

### (施行期日)

第21条 この細則は、令和2年7月1日から施行する。